

メロン販売に関する覚書

はじめに

メロン販売は生産農家(以下生産者)と、山田学区まちづくり協議会(以下協議会)が決定した以下のルールに基づき行うものとする。(【 】様式は協議会ホームページにあり)

1. 販売について

(1)生産者は、【販売申請書】【メロン出品書】を記入し、協議会に申し込む。

【メロン出品書】に品種・色・重量・個数・金額・食べごろ等を記入する。販売価格は生産者が決める。

(2)協議会の【回答書】をもって販売日時を決定する。

(3)生産者は、【メロン貼り付け用シール規定】に基づいたシール2枚を全てのメロンに貼り付ける。

※添付用のシール及び筆記具は協議会から支給する。

(4)協議会は、まち協公式 LINE で販売情報を配信する。

(5)販売形態について

生産者が販売するゲリラ販売、協議会が販売するゲリラ販売、協議会が販売するメロンまつりの3種とする。なお、ゲリラ販売については、メロンまつりでの出品協力を販売条件とする。

※メロンまつりは、令和5年7月2日(日)開催予定

◆生産者が販売するゲリラ販売

①生産者は、売上げた個数、金額をその日のうちに協議会に報告し、残ったメロンを持ち帰る。

②生産者は、出品料として1日500円を協議会に収める。

◆協議会が販売するゲリラ販売 ◆協議会が販売するメロンまつり

①協議会は、販売した個数、金額を別紙に記載し生産者に報告する。

②生産者は、売上金と残ったメロンを持ち帰る。

③生産者は、協議会が報告した日から1週間以内に販売額の10%を収める。

2. 有効期間

本覚書の有効期間は、本覚書締結日より令和 5 年 月 日までとする。

3. その他

上記1以外についての事象が生じた場合は、生産者と協議会の協議によって解決を図るものとする。

この覚書については、2通作成し、生産者と協議会が各1通ずつ保持する。

令和5年 月 日

住所

生産者名

印

山田学区まちづくり協議会

会 長

久泉 次郎

印